

障害福祉サービス事業所  
障害児施設 各位

東京都国民健康保険団体連合会  
介護福祉課 障害福祉係

**【重要】 処遇改善助成金及び新体系定着支援事業の請求可能期間について**

平素、本会の事業運営につきまして、ご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

厚生労働省の事務連絡により、処遇改善助成金及び新体系定着支援事業の請求については平成25年11月請求分（平成25年12月支払分）をもって終了すると通知されております。

過誤申出をされる場合や、再請求される場合に平成25年11月請求分を過ぎると、お支払いができませんので、請求情報送信の際には下記の内容についてご留意ください。

記

1 サービス提供年月について

**【処遇改善事業（処遇改善助成金）】**

平成24年3月サービス提供分をもって終了となります。

※平成24年4月サービス提供分以降を請求した場合「エラー」（返戻）となり、お支払はできません。

**【新体系定着支援事業】**

平成25年3月サービス提供分をもって終了となります。

※平成25年4月サービス提供分以降を請求した場合「エラー」（返戻）となり、お支払はできません。

2 処遇改善助成金と新体系定着支援事業（特別対策費）の請求期限について

上記のサービス提供年月分の請求情報の提出は、平成25年11月請求分（同年12月支払分）までとなりますので請求の際はご留意ください。

※期限を過ぎて請求された場合、お支払いはできません。

3 過誤について

支払済の請求情報について、修正等により過誤を行う場合は、平成25年11月請求分までに過誤の調整を行うことができるよう、平成25年10月までに区市町村へ過誤申出をしてください。

過誤申出の締め切りについては、各区市町村により異なりますので区市町村へお問合せください。